

◆ 入学料免除及び徴収猶予の取扱いについて

(学部通則 第49条の2、3、4 参照)

(大学院学則 第37条第1項、38条 参照)

入学料免除及び徴収猶予の取扱いについては、下記要領により行います。本人からの申請により選考のうえ、決定します。

記

〈入学料免除〉

1. 新入学者（研究生、聴講生及び科目等履修生として入学する者を除く。以下同じ）で次の各号の1に該当する特別な事情により入学料の納付が著しく困難であると認められる学生は選考のうえ、入学料の全額又は半額を免除される制度があります。
 - (1) 経済的理由により、入学料の納付が困難であり、かつ学業優秀と認められたとき（大学院入学許可者のみ）。
 - (2) 入学前1年以内において、入学を認められた者の学資を主として負担している者（以下「学資負担者」という。）が死亡し、又は入学を認められた者若しくはその者の主たる学資負担者が風水害等の災害を受けたとき。
 - (3) 前号に準ずる場合であって、総長が相当と認める事由があるとき。
2. 前項の該当者であって、免除を受けようとする学生は、申請期間に必要な書類を提出してください。
3. その他、学部学生については、入学月に日本学生支援機構給付奨学生に採用された場合に、その採用区分により入学料の全額または一部が免除されます。

〈入学料徴収猶予〉

1. 新入学者で次の各号の1に該当する特別な事情により入学料の納付が著しく困難であると認められる学生は選考のうえ、入学料の徴収を猶予される制度があります。
 - (1) 経済的理由によって納付期限までに納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められるとき。
 - (2) 入学前1年以内において、大学に入学する者の学資負担者が死亡し、又は大学に入学する者若しくは学資負担者が風水害等の災害を受け、納付期限までに納付が困難であると認められるとき。
 - (3) 前号に準ずる場合であって、総長が相当と認める事由があるとき。
2. 前項の該当者であって、徴収猶予を受けようとする学生は、申請期間に必要な書類を提出してください。

○入学料の免除及び徴収猶予の理由が消滅したときは、その許可は取り消されます。

申請時期は春季・秋季入学者とも、各期入学手続期間中です。詳細は、各学部・研究科等・本部奨学厚生課掲示板に掲示するとともに東京大学ウェブサイトの「教育・学生生活」→「授業料・奨学制度・宿舍等」→「授業料等の免除」に掲載（前期2月中旬頃、後期7月下旬頃）しますので、見落とさないように注意してください。